

原本表紙 19.-2.-5# 0198

千葉地方裁判所

事件番号 平成 29 年(7)第 2434 号
事 件 名 損害賠償請求事件(医療)
原本番号 OR114001190000063
原告 伴野■■■■

被告 医療法人社団セレス

同代表者理事長 元神賢太

(船橋中央クリニック院長)

受命裁判官 内田 博

当事者の表示

横浜市港北区■■■■■■■■■■
原告 伴野■■■■
同訴訟代理人弁護士 米山隆一
同 平田成彰
同訴訟復代理人弁護士 大門誉幸

千葉県船橋市本町大丁目 4-15 グラン大誠ビル 2F

被告 医療法人社団セレス

同代表者理事長 元神賢太

東京都港区芝浦■■■■丁目■■■■■■■■■■

被告 元神賢太

上記訴訟代理人弁護士 佐川未央

第 8 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

第 1 請求の原因

1 当事者

原告伴野は、船橋中央クリニックにおいて、陰茎の変形修正手術、陰茎リパス追加注入手術、

亀頭部バイオアルカミド注入手術を受けたが、その結果亀頭の血流障害を生じて亀頭部
分が壊死し、対処不能。最終的に亀頭が大きく変形・縮小し、日常の排尿に大きな
困難をきたすにいたった者である。

2 被告

(1) 医療法人社団セレス

本件クリニックを運営する療法人社団である。

(2) 元神賢太

被告医療法人の理事長であり、船橋中央クリニック院長として原告を診療した医師である。

第 2 前提となる医学的知見

1 亀頭増大術及び陰基増大術

亀頭及び陰茎の皮下に充填物を注射。近年その失敗が問題となっている。

2 パフオ-ム(バイオアルカミド)

イタリア製皮下充填物。使用の当初から重篤な感染と、皮下での移動による顔の変形など、数多くの副作用が指摘されている。カナダでは製造停止され製造者に対する訴訟が準備されている。

3 リパス

充填物。バイオアルカミド同様、組織壊死などの重篤なものを含む複数作用が報告されている。

4 障害

味覚障害の原因・機序は必ずしも明らかでないが、様々な薬の長期使用によって引き起こされる可能性が公開されている。

第 3 診療の経過

1 既往歴

原告は初診時において、数年前に亀頭にバラオ-ム、陰茎にリパスを注入したことがあり、同日の診療の時点で亀頭には従前の注入剤のために硬結があり、陰茎は、リパスの影響でかなり曲がっていた。

2 診療の経過

(1) 本件クリニックにおける手術

被告元神医師は陰茎の変形修正、陰茎へのリパスの追加注入、バイオアルカミドの亀頭注入手術を行った。バイオアルカミド、リパスに対して一定の説明はなされ、その説明文書が手交されたが、組織壊死等の重篤な副作用の説明はなかった。

(2) 本件クリニックによる後遺症の治療

第 4 被告らの不法行為

第 1 被告元神医師の過失

(2) 説明義務違反の過失

(2) 本件手術の過失

ア 手術の実施を決定した過失

イ 手術手技上の過失

ウ 不適切な術後処置の過失

エ 外部医療機関への紹介が遅延した過失

2 結果

3 因果関係

説明義務違反の過失がなく、組織壊死等の重篤な合併症の危険性が説明されていれば、原告は本件手術を行わなかった。手術実施決定の過失がなければ、そもそも組織壊死は発生せず、本件亀頭変形は生じなかった。手術手技上の過失がなければ、組織壊死は発生せず、本件亀頭変形は生じなかった。従って、本件手術手技上の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。

本件不適切な術後措置の過失がなく、適切な術後措置がなされていれば、亀頭壊死が始まっていたとしても、より小さい範囲にとどめ、本件亀頭変形を尿線が変わる等の機能に大きな影響がない状態にとどめることができた可能性は高い。従って、本件不適切な術後措置の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。

本件外部医療機関紹介遅延の過失がなく、迅速に適切な治療が行える外部医療機関への紹介がなされていれば、亀頭壊死が始まっていたとしても、適切な治療により、壊死をより小さい範囲にとどめ、本件亀頭変形を尿線が変わる等の機能に大きな影響がない状態にとどめることができた可能性は高い。従って、本件外部医療機関紹介遅延の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。これら過失は、いずれの一つがなくても、本件亀頭変形の結果を回避できたものであり、並立する。同様に、本件説明義務違反の過失、本件手術実施決定の過失、本件手術手技上の過失及び本件不適切な術後措置の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。

本件不適切な術後措置の過失がなく、適切な術後措置がなされれば、亀頭壊死が始まっていたとしても：より小さい範囲によどめ、本件亀頭変形を尿線が変わる等の機能に大きな影響がない状態にとどめることができた可能性は高い。従って、本件不適切な術後措置の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。

本件外部医療機関紹介遅延の過失がなく、迅速に適切な治療が行える外部医療機関への紹介がなされていれば、亀頭壊死が始まっていたとしても、適切な治療により、壊死をより小さい範囲にとどめ、本件亀頭変形を尿線が変わる等の機能に大きな影響がない状態にとどめることができた可能性は高い。従って、本件外部医療機関紹介遅延の過失と、本件亀頭変形に因果関係があることは明らかである。これら過失は、いずれの一つがなくても、本件亀頭変形の結果を回避できたものであり、並立する。

同様に、本件説明義務違反の過失、本件手術実施決定の過失、本件手術手技上の過失等がなければ、原告は過剰な回数のガメ麻酔を受けること住なく、本件嗅覚障害を生じることにはなかったものであるから、これらの不法行為 過失と本件嗅覚障害の間に因果関係が存することは明らかである。

上記のとおり、被告元神医師の過失によって、原告の本件亀頭交形及び本件嗅覚障害の結果を生じたものであるから、被告元神医師の過失は不法行為を構成するものである（民法 709 条）。

第 5 被告医療法人の不法行為 (使用者責任)

第 6 治療費等

被告が支出した治療費・交通費は以下の通りである。

(1) 本件クリニック治療費

合計 158 万 7822 円

(2) 横浜国立市民病院

ウ 合計 5 万 6600 円

(3) 医療法人社団ゆうあい会 ゆうあいクリニック

ア 治療費 6220 円

(4) さいだ耳鼻咽喉科気管食道科クリニック

ア 治療費 1 万 5850 円 (甲 C6)

(5) さくら薬局 横浜大倉山店

ア 薬剤費 2 万 9600 円

(6) 合計

(1) ないし (5) の 合計は 169 万 6092 円 である。

2 逸失利益

本件亀頭変形は、「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」

後遺障害等級 9 級 17 号「生殖器に著しい障害を残すもの」 として評価されるものである。

ア 基礎収入

6040 万 0000 円

イ 労働能力喪失

後遺障害等級 9 級 17 号

35%

(生殖器に著しい障害を残すもの)

計算

6040 万円 $\times$ 0.35 $\times$ 9.8986 = 2 億 925 万 6404 円

3 慰謝料

本件亀頭変形によって、原告が受けた精神的損害は極めて甚大であり、その額は、以下の通り、748 万 0000 円を下らない。

(1) 入通院慰謝料

2) 後遺障害慰謝料

4 弁護士費用

5 合計

上記 1 ないし 4 の **合計は 2 億 4027 万 5745 円**である。

第 7 結語

よって、原告は、①、不法行為被告医療法人に対し(民法 715 条)による損害賠償請求権に基づき、

金 **2 億 4027 万 5745 円**及びこれに対する平成 27 年 10 月 27 日から支払済みまで民法所定の年 5 分割合による遅延損害金の支払を。

②被告元神医師に対し、不法行為(民法 709 条による損害賠償請求権に基づき、

金 **2 億 4027 万 5745 円**及びこれに対する平成 27 年 10 月 27 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求め、本訴に及ぶ。